＜記載例＞　　（記載例の解説及び注意事項等は、５ページ以下を御覧ください。）

＊　この記載例は、夫が死亡し、妻と子２人が法定相続分に基づき、相続した場合のものです。

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登　記　申　請　書

登記の目的　　所有権移転

原　　因　　令和７年６月２０日相続（注１）

相　続　人　　（被相続人　法　務　太　郎）（注２）

（申請人）　〇〇市〇〇町二丁目１２番地
持分２分の１　法　務　花　子　印（注３）

氏名ふりがな	ほうむ　はなこ
生年月日	昭和３０年４月５日
国籍等	日本
メールアドレス	abcdefg123@example.com

〇〇郡〇〇町〇〇３４番地（住民票コード１２３４５６７８９０１）（注４）
持分４分の１　法　務　一　郎
〇〇市〇〇町三丁目４５番６号
持分４分の１　法　務　貴　子
連絡先の電話番号００－０００００－００００（注５）

添付情報
登記原因証明情報（注６）住所証明情報（注７）国籍等を証する情報（注８）
□登記識別情報の通知を希望しません。（注９）

令和８年１０月５日申請　〇〇 法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

課 税 価 格　金２，０００万円（注 10）

登録免許税　金８０，０００円（注 11）

不動産の表示（注 12）
不動産番号　１２３４５６７８９０１２３（注 13）
所　　在　〇〇市〇〇町一丁目
地　　番　２３番
地　　目　宅地
地　　積　１２３・４５平方メートル

不動産番号　０９８７６５４３２１０１２
所　　在　〇〇市〇〇町一丁目２３番地
家 屋 番 号　２３番
種　　類　居宅
構　　造　木造かわらぶき２階建
床 面 積　１階　４３・００平方メートル
２階　２１・３４平方メートル

契印（注 14）

相続関係説明図例（注 15）

被相続人 法務太郎 相続関係説明図

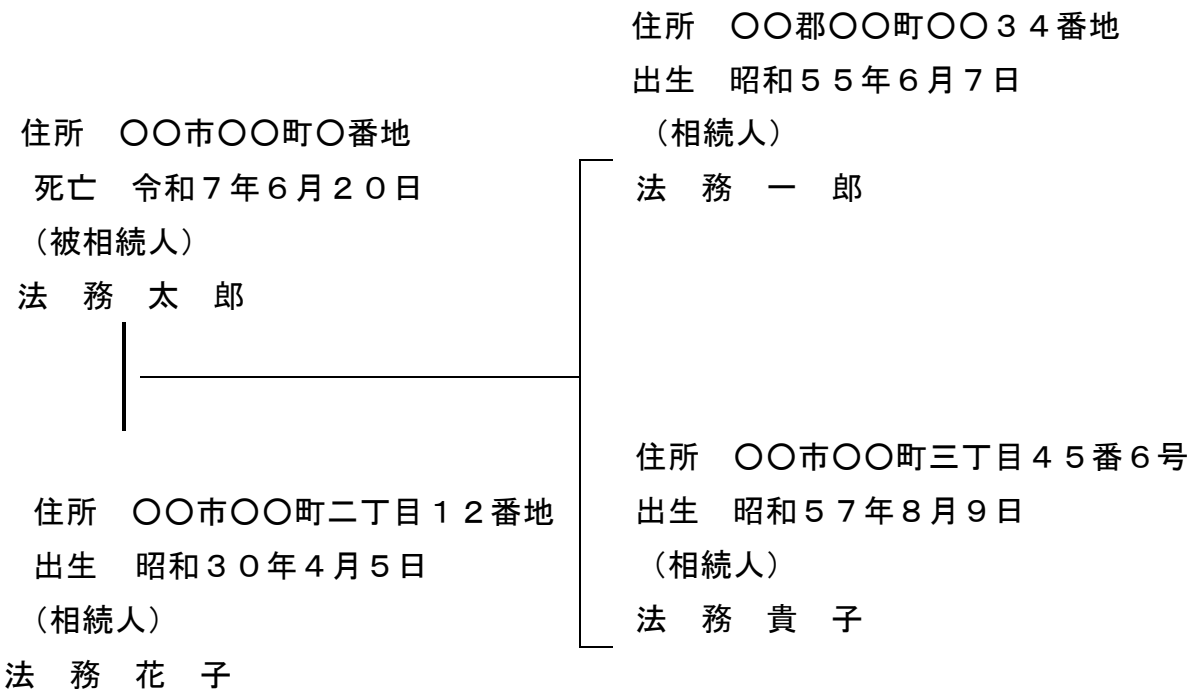

＊　これは、記載例です。この記載例を参考に、相続の結果に応じて作成してください。

委任状の例(注 16)

委　　任　　状

私は、〇〇市〇〇町〇〇番地　乙野二郎　に、次の権限を委任します。

１　下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
２　登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
３　登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
４　登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
５　上記１から４までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和８年１０月５日

〇〇市〇〇町二丁目１２番地
法　務　花　子　　印（注 17）

記

登記の目的　　所有権移転

原　　因　　令和７年６月２０日相続

相　続　人　　（被相続人　法務太郎）
〇〇市〇〇町二丁目１２番地　　持分２分の１　法務花子
〇〇郡〇〇町〇〇３４番地　　持分４分の１　法務一郎
〇〇市〇〇町三丁目４５番６号　持分４分の１　法務貴子

不動産の表示

所　　在　〇〇市〇〇町一丁目
地　　番　２３番
地　　目　宅地
地　　積　１２３・４５平方メートル

所　　在　〇〇市〇〇町一丁目２３番地
家屋番号　２３番
種　　類　居宅
構　　造　木造かわらぶき２階建
床 面 積　１階　４３・００平方メートル
　　２階　２１・３４平方メートル

＊　これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

＜解説及び注意事項等＞

（注１）　被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。

（注２）　被相続人（死亡した方）の氏名を記載します。

（注３）　相続する持分、相続人の住所及び氏名を記載し、申請人（相続人の１人が申請することもできますが、その場合、申請人にならない方には登記識別情報が通知されません。）が末尾に押印します（認印で結構です。）。相続人の住所及び氏名は、住民票の写しに記載されているとおり正確に記載してください。持分の計算方法については、下記「法定相続持分の例」を参照してください。

申請人である相続人については、氏名ふりがな、生年月日、国籍及びメールアドレスも記載してください（申請人でない相続人については記載不要です。）。メールアドレスは、御本人のみが利用しているものを記載してください。

※　令和８年４月から氏名・住所の変更登記が義務化されたことに伴い、同月以降、登記所において、定期的に、氏名、氏名ふりがな、住所、生年月日の情報を用いて住基ネットを検索し、氏名・住所の変更を把握した場合には、登記名義人のメールアドレス宛てに連絡し、御本人の了解を得た上で、職権で変更登記を行います（海外居住者を除く。）。
（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00678.html））

なお、今回の申出に基づくメールアドレスの登録後、手続完了メールが送信されます（メールアドレスの登録は、登記の後に行われます。）。

外国人の方については、「ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）」のように、括弧書きでローマ字氏名を併記してください。上記の氏名ふりがなの記載は不要です。

また、住所が海外の場合、国内における連絡先となる者の氏名・住所等も記載してください。
（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））

（注４）　住民票コード（住民基本台帳法第７条第１３号に規定されているもの）を記載した場合は、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。

（注５）　申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。

（注６）　登記原因証明情報として、被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの経過が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）並びに相続人であることが分かる相続人の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）も添付してください（被相続人が死亡した日以後の証明日のものが必要です。）。被相続人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。

また、法定相続情報証明制度を御利用いただいている場合には、法定相続情報一覧図の写しを提出するか、法定相続情報番号（法定相続情報一覧図の写しの右上に記載された番号）を申請書に記載することで、被相続人が死亡した事実が分かる被相続人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）並びに相続人であることが分かる相続人の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）の添付に代えることができます。法定相続情報証明制度の具体的な手続については、こちら（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html）を参照してください。

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問合せください。

なお、被相続人の最後の氏名及び住所が登記記録上の氏名及び住所と異なる場合や被相続人の本籍が登記記録上の住所と異なる場合には、被相続人が登記記録上の登記名義人であることが分かる被相続人の本籍の記載のある住民票の除票又は戸籍の表示の記載のある戸籍の附票（ふひょう）の写し等が必要となります。

「相続関係説明図」を提出された場合には、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の原本をお返しすることができます（注 14 参照。）。

（注７）　相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注４）は、提出する必要はありません。

なお、**住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。**

また、登記原因証明情報として法定相続情報一覧図の写しを提出する場合において、当該一覧図の写しに相続人の方の現在の住所が記載されている場合には、住所証明書の添付に代えることができます。

（注８）　日本国籍を有する方については、本籍地が記載された住民票の写しや戸籍の附票の写し等が該当しますが、相続人であることが分かる相続人の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）で足りますので、重ねて提出する必要はありません。

外国籍の方については、国籍又は地域が記載された住民票の写し、旅券（出入国管理及び難民認定法第２条第５号に規定する旅券をいいます。）の写し及び日本語訳文、在留カード（同法第１９条の３に規定する在留カードをいいます。）の写し、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条に規定する特別永住者証明書をいいます。）の写しなどが該当します。

（注９）　登記識別情報の通知を希望しない場合には、□にチェックをします。

登記権利者が複数人いる場合は、登記権利者ごとに希望しない旨を申し出ることができます。

（注 10）　課税価格、登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001467400.pdf）」を参照してください。

なお、登録免許税が免除される場合には、課税価格の記載は不要です。

（注 11）　登録免許税額を記載します。登録免許税が免除される場合には、登録免

許税額の記載に代えて免除の根拠となる法令の条項を記載します。また、登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項を記載します。

なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収証書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙(割印や消印はしないでください。)を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人は、つづり目に必ず契印をしてください（注 13）参照。なお、申請人が２人以上いる場合は、そのうちの１人が契印することで差し支えありません。）。

（注 12） 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。

（注 13） 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

（注 14） 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が２人以上いる場合には、そのうちの１人が契印することで差し支えありません。）。

（注 15） 「相続関係説明図」が提出された場合には、申請書に添付した登記原因証明情報として提出された戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）、除籍事項証明書（除籍謄本）を、登記の調査が終了した後にお返しすることができます（これを原本還付の手続といいます。）。

（注 16） 相続人の１人が保存行為として共同相続人全員のために相続の登記を申請する場合は、委任状は不要ですが、共同相続人全員のために申請人となる相続人が、代理人に登記の申請を委任する場合、記載例を参考に委任状を作成してください（この場合、申請書に代理人についての記載等が必要です。）。

（注 17） 委任者の印は、認印で結構です。

＊法定相続持分の例（子が全て嫡出子の場合の例です。）

①昭和 56 年 1 月 1 日以降に被相続人が死亡した場合

相続人が配偶者と子２人　　配偶者 1/2、子① 1/4、子② 1/4

〃　配偶者と父母　　配偶者 2/3、父 1/6、母 1/6

〃　配偶者と兄妹　　配偶者 3/4、兄 1/8、妹 1/8

②昭和 22 年 5 月 3 日から昭和 55 年 12 月 31 日までに被相続人が死亡した場合

相続人が配偶者と子２人　　配偶者 1/3、子① 1/3、子② 1/3

〃　配偶者と父母　　配偶者 1/2、父 1/4、母 1/4

〃　配偶者と兄妹　　配偶者 2/3、兄 1/6、妹 1/6

③昭和 22 年 5 月 3 日より前に被相続人が死亡した場合

原則として、法定家督相続人のみが相続人となります。

法定家督相続人になるのは、被相続人が死亡した時に、被相続人の戸籍に同籍していた子の年長者ですから、長男が家督相続人になるのが普通です。

＊お知らせ（令和６年４月１日からの新ルール）

令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されました。

令和６年４月１日より前に開始した相続についても、その相続登記をしていない場合には、義務化の対象となります。

また、相続人が、遺贈により不動産を取得した場合についても同様に、その所有権移転登記の申請が義務化されました。

なお、正当な理由がないにもかかわらず、法定の期間内に、これらの申請をしなかった場合には、１０万円以下の過料が科されることがあります。

詳しくは、法務省ホームページでご案内しています。

（参考）法務省ホームページ

「相続登記の申請義務化特設ページ」

（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html）